

## 財団法人鳥取県社会保険協会役員候補者の公募について

財団法人鳥取県社会保険協会は、以下により役員候補者の公募を行います。

### 1. 公募を実施する団体

特例民法法人 財団法人鳥取県社会保険協会

### 2. 公募する役員候補者の役職

理事（常勤） 1名

### 3. 任 期

2年（平成23年6月1日から平成25年5月31日まで）

ただし、公益法人制度改革に伴い新法人へ移行した場合は、移行後の理事就任予定者は評議員会で選任することから、移行登記の前日まで。

### 4. 職務内容

理事（常勤）としての職務内容、処遇等の詳細については、別紙「職務内容書」をご覧ください。

### 5. 選考の視点

職務内容書において求める資格、経験等を踏まえ、役員として職務を遂行するに十分な適格性を有しているかどうかを総合的に判断します。

### 6. 選考方法等

選考は会長が指名する評議員2名が行います。

#### (1) 第一次選考（書類選考）

第一次選考は4月中旬を目途に行い、合否の結果は全ての応募者にお知らせします。

#### (2) 第二次選考（面接選考）

第二次選考は4月下旬を目途に行う予定ですが、詳細は一次選考合格者に対し連絡します。合否の結果は二次選考を受けた方全員にお知らせします。

#### ※役員への選任手続き

第二次選考合格者は理事候補者となり、評議員会による選任手続きを経て理事に選任された場合は、理事による互選の後に常勤理事に就任することになります。

## 7. 応募方法

### (1) 公募期間

平成23年3月24日（木）～平成23年4月6日（水）

### (2) 応募資格経験等

別紙「職務内容書」をご覧ください。

### (3) 第一次選考応募書類

次の書類を日本語で作成し、期限（平成23年4月6日必着）までに送付してください。期限を越えたものや全ての書類が整っていない応募書類は受理しません。

#### ア 履歴書

- ・ J I S規格履歴書を用い、最近3ヶ月以内に撮影した顔写真を貼付すること。
- ・ 確実に連絡の取れる電話番号、携帯電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。

#### イ 職務経歴書

- ・ 任意様式にできるだけ詳細に職務経歴を記載すること。（別紙「職務内容書」の「5 必要な資格、経験等」に関連する経験等に係る記述を含む。）

#### ウ 応募動機・自己アピール文書

- ・ 応募した動機、公募している職務に自らが適任である理由及び今後の当財団の事業運営（事業内容及び実施体制）に関する提案を記載すること。
- ・ A4用紙2，000文字以内にとりまとめること。

## 8. 応募書類送付先

〒680-0846

鳥取県鳥取市扇町58番地 ナカヤビル6階

(財)鳥取県社会保険協会

応募書類は必ず一般書留により公募期間内に到着するように送付してください。また、封筒には「役員応募書類在中」と朱書してください。

## 9. 応募に関する問い合わせ先

(財)鳥取県社会保険協会（担当：水野）

電話番号 0857-27-1859

## 10. その他

- ・ 応募書類の返送はいたしません。
- ・ 応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。

## 職務内容書（常勤理事）

1. 法人名 特例民法法人 財団法人鳥取県社会保険協会

2. 法人の概要

(1) 設立 昭和23年6月26日

(2) 設立目的

健康保険、厚生年金保険の被保険者及び被扶養者等の福利を増進し、社会保険の趣旨の普及及び事業の円滑なる運営に資することを目的とする。

(3) 事業概要

- ・被保険者等の健康の保持増進上必要とする事業
- ・社会保険の普及、発展、向上に資するための広報宣伝及び調査研究事業
- ・社会保険事業の円滑な運営を図るため必要とする事業

(4) 組織 本部（鳥取県鳥取市）

(5) 役職員数（平成23年3月1日現在）

役員13名（うち常勤1名）、常勤職員 3名

3. 任期

2年（平成23年6月1日から平成25年5月31日まで）

ただし、公益法人制度改革に伴い新法人へ移行の場合は、移行登記日の前日までとなります。

4. 職務内容（常勤理事：総務担当）

会長を補佐し、財団の重要な経営方針の立案に参画するとともに、業務運営の責任者として事業・運営方針を統括し、必要に応じて、事業の見直し等を関係者と総合的に調整を図りながら行う。

特に今期は、公益法人制度改革に伴い新法人へ移行するため、法人の事業内容を見直すとともに、定款変更案の作成を始め移行申請に必要な諸準備を進め、主務官庁（中国四国厚生局）及び行政庁（鳥取県）との折衝・調整を行い、すみやかに移行することが重要な任務である。

5. 必要な資格、経験等

- (1) 職務遂行に当たっては、①中立性・公平性、②専門性、③マネジメント能力・リーダーシップ能力が必要であり、その性質・知識・能力を有していること。
- (2) 社会保険制度に関する十分な知識・経験を有していること。
- (3) 公益法人制度改革の方向性に基づき、当財団の経営運営改革に積極的に取り組む意欲を有していること。また、公益法人の経営に関する十分な知識・経験を有していること。

- (4) 相当程度の組織規模を有する民間法人、独立行政法人、国又は地方公共団体の組織において、役員・管理職として、強いリーダーシップと高い対外折衝能力を発揮した実績を有していること又はこれと同等の職業経歴を有すること。
- (5) 当財団は、公共性を有しており、中立性・公平性が不可欠であることから、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができるしっかりとした倫理観を有する者であること。
- (6) 法令遵守に基づいた的確な業務を実施するため、コンプライアンス業務などに従事した経験を有し、その経験を通じて法令解釈に精通していること。
- (7) 当財団の業務について、必要な関係法令についての一般的知識を有すること。
- (8) 人格高潔で、心身共に健康であること。
- (9) 平成23年4月1日現在、満65歳未満であること。

## 6. 欠格事項

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第65条（役員の資格等）に規定する者は応募できません。（後記の【参考】を参照のこと。）

## 7. 勤務条件

- (1) 勤務形態 常勤
- (2) 勤務地 当財団本部（鳥取県鳥取市扇町58番地 ナカヤビル6階）
- (3) 給与 役員報酬規程による  
【参考 月額200,000円+（諸手当、賞与）】
- (4) 福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断
- (5) その他 勤務時間、休暇等については当財団の規程等に定めるところによる。  
【注】給与は財政事情等により変わることがあります。

**【参考】** 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）  
（役員の資格等）

第65条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一 法人

二 成年被後見人若しくは被補佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

三 この法律若しくは会社法（平成17年法律第86号）の規定に違反し、又は民事再生法（平成11年法律第225号）第255条、第256条、第258条から第260条まで若しくは第262条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）第65条、第66条、第68条若しくは第69条の罪、会社更生法（平成14年法律第154号）第266条、第267条、第269条から第271条まで若しくは第273条の罪若しくは破産法（平成16年法律第75号）第265条、第266条、第268条から第272条まで若しくは第274条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

四 前号に規定する法律の規定以外の法令の規定に違反し、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）